

《暴風警報・東海地震注意報・地震警戒宣言》

| | |
|------------------|------------------------------|
| 午前 6 時の時点で発令中の時 | 午後 0 時 30 分まで保育中止 |
| 午前 11 時まで解除の時 | 家庭で昼食をとった後、午後 0 時 30 分より保育実施 |
| 午前 11 時の時点で発令中の時 | 当日の保育中止 |
| 在園中に発令の時 | 保育の中止お迎え依頼 |

《大雨・洪水・波浪・大雪警報》

保育の実施について、状況により判断させていただきます。

* 両親とも保安要員の方

暴風警報に限り、最高午後 6 時 30 分まで保育園にあらかじめ届けを提出)

《東海地震に関する体制について》

平成 14 年 4 月 名古屋市では地震防災対策強化地域に指定されました。この強化地域指定を受けて、下記のような安全対策を定めましたので、ご了承ください。

- ① 東海地震注意情報が発令された場合
 - ・ 保育園は休園となります。
 - ・ 保育中に発令された場合には、保護者の方は、可能な限り速やかにお迎えをお願い致します。
- ② 警戒宣言が発令された場合
 - ・ 保育園は休園となります
 - ・ 保育中に発令された場合は、保護者の方は、可能な限り速やかにお迎えをお願い致します。また、保護者の引き取りまでの間、必要に応じて避難場所（吉根小学校）に避難する場合があります。
- ③ 東海地震注意情報が発表されたが、警戒宣言に至らなかった場合
警戒宣言が発令せれないと連絡があってから、2 時間経過した後から開園します。ただし、それが午後 11 時を過ぎた場合は、休園とします。
- ④ 警戒宣言が発令されたが、地震がなく解除された場合
午前 6 時まで解除になった場合は、午後 8 時から開園します。
午前 6 時以降午前 11 時まで解除になった場合は、午後 1 時から開園します。（給食なし）
午後 11 時を過ぎてから解除になった場合は、休園とします。

⑤ その他

(1) ③④について、上記を原則としますが、なにぶん今までに経験のないことですので、交通機関の混乱によっては、予定の変更がありますのでご了承ください。

(2) 台風による暴風警報発令時には両親のいずれもが、防災関係業務に従事している等、やむを得ない場合には、その児童を保育するとしていますが、今回の強化地域指定に伴い、東海地震注意情報発表・警報宣言発令時については、この扱いは行いませんので、必ずお迎えをお願いします。